

権 者 記 入 欄	2		から (経由) まで	. km
	3		から (経由) まで	. km
	4		から (経由) まで	. km
	5		から (経由) まで	. km
	計 (規則第3条の規定による通勤距離)			. km

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

(異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは記入不要)

職 員 記 入 欄	順 路	通 勤 方 法 の 別	区 間	距 離
	1		住居 から (経由) まで	
	2		から (経由) まで	
	3		から (経由) まで	
	4		から (経由) まで	
	5		から (経由) まで	
任 命 権 者 記 入 欄	順 路	通 勤 方 法 の 別	区 間	距 離
	1		住居 から (経由) まで	. km
	2		から (経由) まで	. km
	3		から (経由) まで	. km
	4		から (経由) まで	. km
	5		から (経由) まで	. km
計 (規則第3条の規定による通勤距離)			. km	

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

職 員 記 入 欄	順 路	交 通 方 法 の 別	区 間	距 離
	1		住居 から (経由) まで	
	2		から (経由) まで	
	3		から (経由) まで	
	4		から (経由) まで	
	5		から (経由) まで	
任 命 権 者 記 入 欄	順 路	交 通 方 法 の 別	区 間	距 離
	1		住居 から (経由) まで	. km
	2		から (経由) まで	. km
	3		から (経由) まで	. km
	4		から (経由) まで	. km
	5		から (経由) まで	. km
計 (給与条例第10条の2第2項の規定による交通距離)			. km	

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「2 異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者又は当該者の配偶者が、住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 2 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 3 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動又は同一公署内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
- 4 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 5 国家公務員等から人事交流等により引き続き給与条例の適用を受けることとなった者、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 3 号）第 2 条第 1 項に規定する派遣から復帰した者又は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用（同法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した日（同法第 28 条の 7 の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされた者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」、「復帰」又は「再任用」と読み替えて記入する。
- 6 「通勤方法の別」欄及び「交通方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 7 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。

備考 任命権者は、必要に応じこの様式に所要の調整を加えることができる。